



#1 Special Report シンポジウム 「広域避難者支援に、今、求められるもの」 ～避難者の実情と課題～

災害復興支援委員会 委員 本元 宏和

1 概要

東日本大震災と福島原発事故は8万人を超える県外避難者を生み出し、約3000名の方々が近畿各地で先の見えない不安の中で生活をされています。被災から8か月余りが経過し避難が長期化することは必至の中、今こそ、避難された方々の実情と声を受け止め、寄り添いつつ、必要とされる支援を、国・自治体、そして弁護士会を含めた民間組織をあげて行わなければなりません。

そこで、今般、近畿各地の弁護士会の避難者支援の取り組みについて連携を深めることを目的として、広域避難者への支援の課題を浮き彫りにして今後の支援策確立への問題提起を行うため、近弁連が主催し、所属各单位会の共催により、12月3日（土）午後1時から大阪弁護士会館2階203・204会議室で、「広域避難者支援に、今、求められるもの」～避難者の実情と課題～と題してシンポジウムを開催しました。

近畿各地へ避難されている方や、民間の支援団体、研究者、行政の担当者、弁護士等の支援活動に取り組んでいる方など、200名を超える参加者を迎え、近弁連の増市徹常務理事（大阪弁護士会）の挨拶で開会しました。

2 基調報告「人間復興としての広域避難者支援を」

まず、日弁連災害復興支援委員会の津久井進副委員長（兵庫県弁護士会）から基調報告がなされました。

阪神・淡路大震災の被災者支援・復興に取り組んでこられた経験もふまえ、目指すべきは「人間の復興」であり、避難者の不安や孤立を解消するために、行政、支援者、そして避難者によるネットワークを構築して、情報共有の仕組みを作ることが必要であるとの報告がなされました。

また、原発事故への対応や避難者支援法の制定が必要であるとの報告を経て、**被災者にとっては忘れ**



られることが最も残酷で、継続することが支援の基本であるとの報告がなされました。

3 「避難者の訴えや実情の報告」

次に、近畿各地へ避難されている方から実情や訴えについてお話しいただきました。

どなたも、近畿各地の避難先では温かく受け入れられ、親切にしてもらっているとおっしゃっていました。ただ、避難生活が必ずしも被災による心の傷を癒すものではなく、中でも、**人と交流することがなくなり、寂しくて仕方ない**と訴える方のお話は、参加者の心に突き刺さるものでした。また、率直なお気持ちとして、「支援されるばかりでは、支援を受けることを負担に感じる」「ありがとうと言うことに疲れた」とのお話は、支援に関わる者として真摯に受け止めるべきであると感じました。

また、自宅が津波で流されてしまい帰る当てもないが、避難先の公営住宅の入居期間が平成24年3月までしかなく、また、自治体から被災者支援事業として受けている委託の期間も平成24年3月までで、その後の生活設計が全く描けないとお話がありました。さらに、夫が被災地に残り母子で避難して来たが、子を預けるところがなくつきっきりで心身ともに休まるときがないとお話もあり、避難者が切実な問題に直面している現状も改めて浮き彫りとなりました。

一方、こうした孤独や不安を解消するために、避

難者同士で交流を図り、ネットワークを作っている方もおられました。ただ、まだ十分なものではなく、避難者は誰に何を相談して良いのか分からない状況にあり、弁護士にも積極的に関与して欲しいとの要望もお聞きしました。

また、情報がほしいが行政やテレビから提供される情報が信じられないとお話しや、**甘えてはいられないと思うが自分たちだけではどうにもできないのでお力を貸してほしい**との訴えも、淡々とした口調ではありましたが、悲痛な叫びとして胸を打つものでした。

4 「大阪府アンケート調査結果報告」

続いて、大阪府が避難者の方に対して行ったアンケート調査の結果が、報告されました。

回答によれば、避難者の多くは福島県から来られた方で、乳幼児や小学生を含む若い世帯が多かったが、仕事や自宅を守るために被災地に家族が残っている方も少なくなく、二重生活に苦しんでいる現状が改めて明らかとなりました。

そして、地元に戻る見通しが立たず、当面、あるいはそのまま大阪に住むと考えている方が多いことから、一時的な避難先としての支援活動から、大阪への移住・定住を前提とした支援活動が必要になるところ、**住宅・原発賠償・生活資金の面での支援が期待されている**ことが明らかとなり、今後の支援活動のあり方を考えるに当たって非常に参考となるものでした。

なお、弁護士会による相談窓口が、認知度・利用率・満足度のいずれでも上位にあり、これまでの当会の活動が評価を得ていることは幸いでした。

5 「近畿各地の広域避難者支援の取り組みと課題の報告」

近畿各地で避難者の支援活動に取り組んでおられる方や団体から支援活動と課題について報告をしていただきました。

社会福祉協議会やボランティア団体からは様々な

活動報告がなされ、国や行政の支援制度では行き届かない生活面や精神面でのきめ細やかな支援活動を、避難者に寄り添いながら行っていることが実感できました。そして、避難者が自発的に活動を始めており、それを支援することが今後の支援活動の一つであるとお話があり、**ここでもネットワーク作りの重要性が説かれました。**

そして、近弁連所属各单位会の支援活動について、遠隔地避難者支援連絡協議会の木口充委員（大阪弁護士会）から報告がなされました。

また、東電に対する賠償請求が本格化しようとする中、関西への避難者の請求を支援するために結成された原発事故被災者支援関西弁護団について、白倉典武事務局長（大阪弁護士会）から設立報告と相談窓口の紹介がなされました。

6 まとめ及び閉会挨拶

近弁連遠隔地避難者支援連絡協議会の三木秀夫座長（大阪弁護士会）から、①早期の原状回復、②情報格差からの解放と避難者ネットワークの充実、③避難対象区域の内外を問わない完全な賠償と支援、④長期間にわたる生活支援や医療支援、⑤広域避難者救済のための包括した特別立法の制定を、本シンポジウムの集会アピールとすることが提案され、盛大な拍手でもって採択されました。

非常に充実した内容で、予定時間を30分程度超過して閉会となりました。

7 懇親会

その後、参加者とシンポジウム実行委員で懇親会を開催し、避難者同士、支援者同士、そして避難者と支援者の間でそれぞれ交流を図ることができました。シンポジウムで子どもとつきっきりで心身休まる時がないとお話しされていた方も参加され、実行委員のメンバーが小さいお子さんと遊んでいる間に、お母さん同士が楽しそうに話をされていることが印象的でした。

8 最後に

避難者から実情をお聞きし、改めて見知らぬ土地で暮らす孤独や、先行きが見えずに感じる不安を解消する必要性を痛感しました。

こうした孤独や不安を解消する手段として、避難者からも支援者からもネットワーク作りの大切さが繰り返し訴えられていました。また、継続的な取り組みが求められることは言うまでもありません。

当委員会としても、引き続き各方面とのネットワークを構築し発展させながら、支援活動に取り組んでいく所存です。

